

## 静岡県告示第1065号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年12月21日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
メチル＝2－〔1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルブタノアート及びその塩類（通称名AMB－CHMICA、MMB－CHMICA）	平成28年12月22日
2－（4－エトキシ－3，5－ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類（通称名Escaline）	平成28年12月22日
N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルフラン－2－カルボキサミド及びその塩類（通称名Furanylfentanyl、Fu-F）	平成28年12月22日

### 2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。